

# 2008年度埼玉県の施策並びに 予算編成に対する重点要望・提案

2007年10月30日

日本共産党埼玉県委員会  
日本共産党埼玉県議会議員団

2007年10月30日

埼玉県知事  
上田 清司 様

日本共産党埼玉県委員会  
委員長 小松崎久仁夫

日本共産党埼玉県議会議員団  
柳下 礼子

貴職におかれましては、埼玉県の発展と当面する県政課題の解決のため日頃、精力的にご尽力されておりますことに、心より敬意を表するものです。

さて、財務省が9月27日に発表した2006年度の法人企業統計調査によりますと、資本金10億円以上の大企業の経常利益は、前年度比11.6%増の32兆8,342億円にのぼり、バブル経済期の1990年度と比較して約1.75倍と史上空前の景況を呈しています。

しかし一方で、大企業の従業員の1人当たりの給与は、前年度比0.44%増の591万円で、同じ1990年度に比べて1.08倍の増加にとどまっています。また、国税庁が同日発表した民間給与実態統計調査では、民間企業に勤める人が2006年の1年間に得た平均給与は、前年度より1万9千円少ない434万9千円で、9年連続で減少しています。しかも源泉徴収された所得税の総額は定率減税縮減の影響で9.9%増の約9兆9千億円と3年連続の増加となり、「潤う企業とは対照的に、給与は減るが負担は増える『サラリーマン泣かせ』の傾向が一層強まっている」（「産経新聞」）というのが実態です。また、年間を通じても年収200万円以下の人が、1千万人を超え、懸命に働いても生活保護水準以下の生活から抜け出せない、いわゆる「ワーキングプア」と言われる貧困層は、450万世帯とも600万世帯とも言われています。

福田首相は10月1日の所信表明演説で、「構造改革」が景気回復などの成果を挙げたとして「改革の継続と安定した成長」を進めると述べました。しかし、こうした貧困と格差の拡大は、小泉元首相が「痛みを耐えて明日を良くしよう」といって始めた「構造改革」路線そのものの破たんを示す以外のなにもものでもありません。このことは、福田首相自身、「構造改革を進めるなかで、格差といわれる様々な問題が生じた」（所信表明）と「構造改革」路線が格差を招いた要因であることを認めていることでも明らかです。

福田首相は、「若い人に希望を、お年寄りに安心を」と訴え、「高齢者医療費負担増の凍結」や「障害者自立支援法の見直し」などにも触れていますが、相次ぐ庶民増税と社会保障改悪を推し進めてきた「構造改革」路線そのものの見

直さないかぎり、国民に「希望と安心」を保障することはできません。

わが党は、「構造改革」路線によってもたらされた貧困と格差を打開するために「三つの転換」を呼びかけています。

第一は、庶民に大增税、大企業・大金持ちには大減税という「逆立ち」税制をただすことです。貧困と格差が拡大すれば、所得の再分配によってこれを是正するのは税と社会保障の本来の仕事です。

第二は、社会保障のこれ以上の切り捨てを中止し、拡充を図ることです。国税や介護保険料の引き下げ、障害者自立支援法の「応益負担」の撤回、生活保護の老齢加算、母子加算の復活などは国民の生存権を保障する上で切実な課題となっています。

第三は、人間らしく働けるルールをつくることです。「サービス残業」と「偽装請負」という職場の無法を根絶するとともに、パート・派遣労働者などへの不当な差別・格差をなくすこと、全国一律の最低賃金制度を確立することが求められています。

これらの「三つの転換」を通してこそ、わが国の経済・社会の健全な前途を切り開くことができると確信するものです。



今年4月から地方分権改革推進法が施行され、第二期地方分権化改革がスタートしました。地方分権の最大の課題は、地方への権限移譲と併せて地方の税財源の拡充し、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることにありました。しかし、この間の「三位一体の改革」では、税源移譲は3兆円に抑える一方で、国から地方への支出である地方交付税や国庫補助負担金を10兆円も削るなど、国の財政再建が優先され、地方分権推進の上からは極めて不十分なものとどまっています。しかも、こんどの地方分権改革推進法では、「財政上の措置について検討する」とあるだけで、税財源の拡充という地方分権最大の課題が放棄された形になっています。

貧困と格差の広がり社会問題化するなかで、地方自治体の財政上の格差を是正する上でも、地方へのさらなる税源移譲と地方交付税の財源保障・調整機能の強化が求められているところです。

本県の財政は、2006年度の決算で県税収入が県内企業の業績回復による法人二税の増収、定率減税の縮減による個人県民税の増収などで前年度に比べ542億円の増額となるなど税収面では改善の兆しが現れているものの、公債費の増加などで依然として厳しい財政運営を余儀なくされています。

こうしたなか県は、2008年度予算編成方針のなかで来年度の収支不足額を848億円と試算し、今後の予算編成課程を通じて歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しによってこの収支不足額を圧縮していくとしています。

しかし、定率減税の廃止や介護保険料・国保税の値上げ、非正規雇用の拡大による生活苦など県民生活を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。また、小児科医や産科医の不足による救急医療や周産期医療体制の不備、1200人を超す待機児童を抱える保育所不足、解決のメドがたたない産業廃棄物の不法投棄の山、犯罪や交通事故の多発、商店街や農村など地域経済の疲弊など県政が直面している課題は複雑多岐にわたります。

そこで、来年度の予算編成にあたっては、「住民の福祉の増進を図る」という地方自治体の役割を踏まえながら、以下に掲げる重点要望・提案について検討され、県の施策並びに予算案に反映されますようお願い申し上げます。

## 目 次

I. 憲法と地方自治を守り、県民参加による民主的で効率的な行財政の確立を (12項目)	5
II. 県民のいのちと健康を守り、暮らしを支える福祉・医療の充実を (23項目)	6
III. 中小企業・地場産業の振興と雇用の確保で地域経済に活力を (18項目)	9
IV. 安全で多彩な食糧の供給と持続可能な農林業の振興を (12項目)	11
V. 環境破壊を防止し、豊かな生態系と快適な環境の保全・再生を (14項目)	13
VI. ムダな公共事業を見直し、暮らし優先・地域密着の公共事業の推進を (12項目)	14
VII. 確かな学力と豊かな人間性を育む教育と文化・スポーツの振興を (24項目)	15
VIII. 防災と安心・安全のまちづくりを (17項目)	17

## 重点要望・提案事項

### I. 憲法と地方自治を守り、県民参加による民主的で効率的な行財政の確立を

「住民の福祉の増進をはかる」ことは地方自治体の第一の役割です。しかし、政府や財界は、「国から地方へ」「官から民へ」のスローガンのもと、市町村合併の押しつけと地方財政の締めつけ、自治体リストラの強要など、戦後の地方自治制度そのものの改変を目指しています。地方財政をめぐる「三位一体の改革」では、税源移譲と引き換えに国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の削減をすすめ、教育や福祉に対する国の財源保障を後退させるものとなりました。地方自治体の裁量を拡充するための税源移譲は当然ですが、税源そのものが乏しい自治体の財政運営を保障するためには地方交付税の拡充などが必要です。

埼玉県が、こうした自治体リストラの強要や財政制度の改悪に反対し、憲法と地方自治に基づいて県民の平和と安全、暮らしを守るための積極的な施策を展開されるよう求めます。

#### 【要望項目】

1. 税制改正に伴う老年者控除の廃止や公的年金等控除の縮小、定率減税の縮小、所得125万円以下の65歳以上の非課税廃止などによる大增税から高齢者の生活を守るため、高齢者世帯に対する個人県民税の軽減対策を講じる。(総務部)
2. 市町村合併を強要することのないよう市町村の自立を尊重するとともに、分権推進交付金については、市町村が真に必要な額を確保する。(総合政策部)
3. 県の市町村への権限移譲にあたっては、権限移譲の事務に十分見合う交付金を手当てする。また、補助金の整理合理化にあたっては市町村の財政に与える影響を十分考慮し、市町村の意見を尊重する。(総合政策部)
4. 県施設への指定管理者制度の導入にあたっては、これまでの実績を重視するとともに、専門性やサービスの質、継続性、安定性などを選考基準として明確に位置づける。また、施設の管理運営に対するモニタリングを随時実施するとともに、運営への住民参加や情報公開、個人情報保護などを条例に盛り込む。(総合政策部)
5. 県出資法人の整理合理化や事業の見直しにあたっては、プロパー職員の雇用確保に責任を負い、失業者をつくらない。(総合政策部)
6. 県有地の未利用地については、大企業への払い下げや土地信託を行わず、自治体等の公共利用を優先する。(総務部)
7. 米軍大和田・所沢通信基地など、県内の米軍基地の全面返還を国に求めるとともに、関係市と連携して県民的な運動を展開する。(総合政策部)
8. 自衛隊朝霞駐屯地の演習に伴う周辺公共施設(学校等)の騒音被害を防止するため、屋内射撃訓練場の整備をはじめ、周辺公共施設の空調設備の整備に対する助成を国に強く働きかけるとともに、県独自の対策を講じる。(総合政策部・教育局)

9. 騒音被害の拡大につながる米軍横田基地の軍民共用化に反対するとともに、米軍艦載機による夜間離着陸訓練の全面中止を米軍当局と国に強く求める。(総合政策部)
10. 政策総務課の基地対策担当を総合政策部の基地対策室に昇格し、基地の情報収集にあたりとともに、基地の整理・縮小・返還の促進や基地対策に係る関係機関との連絡調整などの業務を総合的に推進できるようにする。(総合政策部)
11. 県平和資料館の展示については、わが国の戦争被害の実相だけでなく、わが国がアジア諸国民に与えた加害の実相も含めて、県民に戦争と平和に関する客観的で科学的な情報を提供する。また、「従軍慰安婦」問題に関する展示については、政府見解を踏まえたものにする。(総務部)
12. 憲法記念行事を復活し、日本国憲法の普及・啓発に努める。(総合政策部)

## II. 県民のいのちと健康を守り、暮らしを支える福祉・医療の充実を

政府は、「自律と自助」、「持続可能な制度」を理由に、介護保険法の改悪や応益負担を柱とした障害者自立支援法の施行など、社会保障に係る給付の削減と利用者の負担増をすすめています。また、老年者控除・公的年金控除の廃止・縮小、定率減税の縮小・廃止などで高齢者の税負担が数倍から十数倍になり、これに連動して介護保険料や国民健康保険料が「雪だるま」式に膨れ上がるなど、高齢者の生存権を脅かす事態が広がっています。しかも政府は来年4月から「後期高齢者医療制度」を導入し、高齢者に過酷な保険料取り立てと差別医療を押し付けようとしています。

県民の暮らしの「安全・安心」を確保するために、こうした一連の社会保障制度の後退や増税から県民生活を守るため、国に対して制度の見直しを求めるとともに、県独自の施策を積極的に展開するよう求めます。また、小児科医や産科医の不足による小児救急医療や周産期医療の体制も危機的な状況にあり、医師確保対策や救急医療体制の整備についても早急に抜本的な対策を講じるよう求めます。

### 【要望項目】

1. 保育施策の充実について(福祉部)
  - ①待機児童解消のため認可保育施設の増設や改築のための予算措置を大幅に増額する。
  - ②乳児途中入所促進事業のゼロ歳児対象月を9月まで延長するとともに、今年度廃止された1、2歳児に対する補助を復活する。
  - ③1歳児担当保育士雇用費について旧要件の4対1の補助に戻すとともに、補助単価の引き上げを図る。
  - ④社会福祉施設利用者サービス推進事業の維持・拡充を図るとともに、一時保育に対する県単独補助を創設する。また、延長保育やゼロ歳児保育、障害児保育などを安定的に行えるよう国に財政措置を求める。
  - ⑤ベビーホテルなどへの監督・指導を強める。補助対象となっている認可外保育施設や家庭保育室に対する運営費補助を大幅に増額する。
2. 学童保育施策の充実について(福祉部)

- ①県の「放課後児童クラブ運営基準」に基づいて常勤指導員が複数配置できるよう、学童保育クラブ1施設当たりの補助基準額を増額する。
  - ②新たな学童保育クラブを建設するための支援策として「児童厚生施設等整備費」の予算化をはかる。
  - ③養護学校放課後児童対策事業の指導員の人件費基準単価を改善する。
  - ④障害児学童数に対する指導員の配置基準を実態に見合ったものに改善する。
3. 乳幼児医療費公費負担制度については、子ども医療費公費負担制度として中学校卒業までの対象拡大を図るとともに、所得制限や自己負担金を撤廃する。また、国に対し統一した公費負担制度を創設するよう強く働きかける。(保健医療部)
4. 児童虐待防止対策の強化について(福祉部)
- ①人口50万人に1箇所の児童相談所の整備を目指して増設を図るとともに、児童相談所に一時保護所の併設を図る。
  - ②児童相談所の正規職員の増員、とりわけ、児童福祉司や児童心理士の大幅な増員を図る。また、一時保護所のある相談所には夜間の警備員を配置する。
  - ③児童養護施設の職員配置基準を、実態に合わせて見直しを図るよう国に求めるとともに、県単独事業として実施している児童養護施設等人材確保対策事業を更に充実する。
  - ④小規模児童養護施設の整備を促進する。
5. 高齢者介護の充実について(福祉部)
- ①施設入所希望者が速やかに入所できるよう、第2期介護保険事業改革の未達成市町村に対する積極的な指導と施設整備への財政支援を講ずる。
  - ②特別養護老人ホームは、既存施設も含めて、介護支援センター、デイサービスなどがかねそなえた在宅福祉の拠点施設として、ほぼ中学校区ごとに整備を図る。
  - ③市町村が独自に行う低所得者に対する居宅介護サービス利用に係る利用者負担及び介護保険料の減免等に対する県独自の助成制度を拡充する。
  - ④介護保険に係る保険料及び利用料の減免制度を国の制度として確立するよう国に求める。
  - ⑤地域の高齢者の生活を総合的に支える地域包括支援センターをほぼ中学校区ごとに整備を図ることを基本にしながら、異なる地域の実情に合った施設運営に対する財政支援や人材養成などの支援策を講じる。
  - ⑥高齢者の「自立支援・介護予防事業」への予算を増額し、サービスの拡充を図る。
  - ⑦成年後見制度については、審査期間の短縮や費用負担の軽減など、より利用しやすい制度となるよう制度の改善を国に求める。
6. 高齢者虐待の防止に関する法整備を急ぐよう国に求めるとともに、被虐待高齢者の緊急避難受け入れ先の確保などの対策を進める。(福祉部)
7. 障害者福祉の充実について(福祉部)
- ①障害者自立支援法の応益負担導入に伴う施設利用やサービスの削減を余儀なくされる障害者が相次いでいるなかで、市町村と協力し、県独自の負担軽減対策を講じる。
  - ②自立支援法への移行に伴う施設に対する支援策についても拡充を図る。また、施設職員の「常勤換算」方式の導入に伴い、職員の処遇や専門性が後退しないよう、正職員の配置に対する県独自の加算措置を設ける。

- ③身体障害者療護施設や重症心身障害児施設、知的障害入所更生施設などの入所・通所施設の建設を年次計画を立て推進し、待機者の解消を早期に図る。特に、待機者の集中する県南地域の整備を重点的に図る。
  - ④県単独事業の「心身障害者地域デイケア事業」並びに「生活ホーム事業」を継続するとともに、補助単価の引き上げ（デイケア事業）や月額制の復活（生活ホーム事業）を図る。
  - ⑤在宅重度心身障害者手当を精神障害者も含む全ての在宅障害者を対象にした制度に拡充する。
  - ⑥精神障害者の社会復帰施設や地域生活支援センターの整備を推進する。また、ホームヘルプやグループホームなどの在宅福祉サービスの充実を図り、社会的入院の解消に努める。
- 8. 国民健康保険特別助成費など市町村国保、国保組合などに対する県費補助を大幅に増額する。また、県特別助成費に新たに葬祭費を補助対象とする。（保健医療部）
  - 9. 来年度から義務化される「特定保健指導」に係る経費は全額保険者の負担とされ、保険税の引き上げにつながることから、市町村国保並びに国保組合に対する県独自の助成制度を設ける。（保健医療部）
  - 10. 際限のない負担増と差別医療を押しつける後期高齢者医療制度の来年4月からの実施を中止・撤回すること、並びに70歳から74歳までの窓口負担2割への引き上げをやめるよう国に求める。（保健医療部）
  - 11. 乳幼児・ひとり親家庭・重度障害者の福祉医療助成制度については、現行の償還払いから現物給付に改善する。また、現物給付を実施している市町村に対する国民健康保険国庫負担金のペナルティ（減額）を廃止するよう国に求める。（保健医療部）
  - 12. 市町村が実施するガン検診、脳ドックなど生活習慣病予防検診に対する県費補助を創設する。（保健医療部）
  - 13. 妊婦健診については厚生労働省が望ましいとする14回の公費負担を目標にして、市町村に対する啓発を強めるとともに、県独自の財政支援を行う。（保健医療部）
  - 14. 高齢者の医療や介護の現場を支援する地域の中核的な医療機関の整備を進める。（保健医療部）
  - 15. 花粉症やアトピー皮膚炎などアレルギー疾患や喘息など化学物質による環境汚染が引き起こすとみられる疾病の実態把握や予防・治療に対する研究を促進するよう国に求める。（保健医療部）
  - 16. 特定疾患（難病）対策の対象疾患の拡大を国に求めるとともに、患者の自己負担に対する県の助成制度を設ける。（保健医療部）
  - 17. 生活保護行政について（福祉部）
    - ①窓口での保護申請の不受理を根絶するよう各市に対する指導を強める。
    - ②憲法が定める「生存権」に基づいて現行の国庫負担率を維持するとともに、級地指定についても生活実態に即したものに改善するよう国に求める。
    - ③腎不全による人工透析療法の医療費については他の医療扶助と同様に国が財政負担するよう国に求める。
  - 18. 小児のインフルエンザ予防接種に対する県費補助を創設する。（保健医療部）

19. 石綿（アスベスト）曝露から県民の健康を守る（保健医療部、病院局、産業労働部）
- ①石綿関連製造施設の従業員や元従業員とその家族、周辺住民を対象にした健康調査を実施するとともに、県立医療機関や保健所での健康相談や健診の体制を整える。
  - ②アスベスト含有建材を扱ってきた建設従業者の健診や健康被害に対して独自の対策を講じる。
  - ③「アスベスト健康被害救済法」を改正し、認定枠の拡大と救済補償額の引き上げを図るよう国に求める。
20. 小児・周産期母子医療体制の整備について
- ①各二次救急医療圏の輪番制を整備し小児救急医療体制の充実を図るとともに、各医療圏ごとに小児科医による電話相談ができる体制を整える。（保健医療部）
  - ②県立小児医療センターに救急医療に対応できる循環器科医師を配置するとともに、小児ICUを整備する。（病院局）
  - ③自治医科大学病院の周産期母子医療センターが総合周産期医療センターとして整備できるよう関係機関に働きかける。また、ハイリスク出産の増加に対応し、総合周産期センターや地域センターのさらなる増設や、NICUの増床を盛り込んだ計画を早急に作成する。（保健医療部）
  - ④国に対し小児救急医療体制の整備に対する財政支援を強く求める。（保健医療部）
21. 医療従事者の確保について（保健医療部）
- ①研修医の育成・県内定着を促進するため、県独自の「奨学金制度」を創設する。
  - ②不足している小児科医・産科医などの医師を確保を図るため、埼玉医科大学の定員増と県内国公立大学への医学部開設を国に働きかける。
  - ③院内保育所、産休育休復帰後の研修機関の体制を充実し、女性医師や看護師の復職を支援する。
22. 耐震性に問題のある県立医療機関病棟の耐震化、がんセンターの建て替えを早急にすすめる。（病院局）
23. 急増するDV（ドメスティック・バイオレンス）対策について（総務部）
- ①DV相談に対応するため、県婦人相談センター及び男女共同参画推進センターのいっそうの充実を図るとともに、主要な福祉保健総合センターに暴力相談支援センター機能を設ける。
  - ②DV被害者及びその同伴者を安全に保護するための公的シェルターの整備を図るとともに、民間シェルターに対する支援を強める。また、加害者更生の取り組みを強化する。

### Ⅲ. 中小企業・地場産業の振興と雇用の確保で地域経済に活力を

財界・大企業が三期連続で史上最高の利益をあげるなど、バブル期に上回る空前の富を得ながら、中小の製造業や建設業では生活費も捻出できない水準に単価を抑えられた上、原油や資材の高騰による「原料高・製品安」で依然として厳しい状況が続き、企業間や地域間での格差も拡大してきています。また、小売・サービス業では、郊外型大型店の相次

ぐ出店で廃業が相次ぎ、地域商店街や中心市街地の疲弊が深刻化です。さらに派遣労働や請負労働など不安定雇用が蔓延し、貯蓄ゼロ世帯が23・8%に及ぶなど、新たな貧困と所得格差が広がっています。

豊富な人材と首都圏に位置する地理的条件、多彩な製造業などの集積を生かして、産学官連携のもと中小企業・地場産業の振興と地域商業の活性化をはかり、併せて地元雇用の拡大につながるような地域の資源・人材を生かした産業と地域振興策を積極的に展開するよう求めます。

#### 【要望項目】

1. 県や市町村など地方公共団体におけるパート、臨時、嘱託、派遣などの雇用形態による差別的な賃金を改善し、均等待遇の原則に基づき、賃金・一時金・諸手当・退職金の支給、経験年齢などを考慮した昇給制度など、賃金・労働条件の格差を是正し、雇用の安定を図る。(総合政策部)
2. 県内企業における不安定雇用の実態を調査し、企業に対して高校・大学卒業生を含む青年の採用拡大や正規雇用化を積極的に働きかける。(産業労働部)
3. 大企業と中小企業との間にある福利厚生面での格差解消等を目的とした中小企業勤労者福祉サービスセンターの設立を促進する。(産業労働部)
4. 県中小企業振興基本条例に基づく中小企業施策の政策提起を行うための官民共同の中小企業振興会議(仮称)を設置する。(産業労働部)
5. 産業団地等への企業誘致にあたっては、県民の優先雇用と正規雇用を働きかける。(産業労働部)
6. 産業団地の造成にあたっては農振農用地の開発を極力抑制し、優良農地の保全につとめる。(産業労働部、農林部)
7. 県立高等技術専門校については、訓練指導員の増員や施設の整備、訓練科目の拡充、夜間コースの拡大など機能の充実を図る。(産業労働部)
8. 障害者の雇用を促進するため、全ての市町村に障害者就労支援センターを設置できるよう支援を強める。(産業労働部)
9. 県発注工事については、下請業者も県内業者の活用を徹底する。また、下請工事代金が適正に保証されるよう元請業者への指導を徹底する。(県土整備部)
10. 県発注工事や委託業務に係るダンピング受注や談合を防止するため、価格だけでなく、事業の安定性やサービスの質、障害者雇用や環境問題への対応、公正な労働条件といった価格以外の要素も総合的に評価して落札業者を決める総合評価型入札制度のさらなる導入を図る。(総務部)
11. 県の委託業務や発注工事で業務委託契約を結ぶ際に、適正な労働条件や賃金が確保されるよう県独自の客観的な経費の基準を定め請負業者や下請業者に守らせる「公契約条例」を制定する。(総務部・県土整備部)
12. 市町村の実施する小規模工事業者登録制度に対し、県としての支援を図る。また、市町村の業者登録名簿を活用した県有施設の小規模工事発注をさらに推進する。(総務部)
13. 県制度融資や借換制度などについて、限度額の引き上げや返済期間の延長、貸出条

件の緩和などの改善を図る。(産業労働部)

- 1 4. 部分保証制度の導入によって、貸し渋りなど中小企業の資金調達が阻害されることがないように万全の措置を講ずる。また、制度の見直しによる中小企業の資金調達への影響を定期的に調査する。(産業労働部)
- 1 5. 地域金融に携わる金融機関の責務と国・都道府県の役割を明らかにし、第三者機関がその取り組みを評価・公表、必要な勧告を行うことができる「地域金融活性化法」(仮称)の制定を国に求める。(産業労働部)
- 1 6. 県内の貸金業者にたいし、威嚇的な取り立てや過剰貸し付けなどをしないよう適正な業務運営を指導する。また、ヤミ金融業者に対する取締りの徹底、ヤミ金融被害者相談への対応を図る。(総務部、産業労働部、警察本部)
- 1 7. 大型店立地規制と商店街の振興対策について
  - ①まちづくり三法の改正趣旨を市町村に徹底するとともに、大型店や大規模集客施設を広域的に調整できる県独自の「商業のまちづくり」条例を制定する。(産業労働部、都市整備部)
  - ②大規模集客施設の誘致を中核とした土地区画整理事業については地域商業に及ぼす影響などを考慮し、見直しを図る。(産業労働部、都市整備部)
  - ③改正前の中心市街地活性化法に基づいて中心市街地活性化基本計画を策定した市町村については、その計画を尊重し具体化を支援する。(産業労働部)
  - ④商店街の活性化をはかるため、公営住宅や福祉施設などの公共・公益施設とを組み合わせさせた商店街づくりを推進する。(産業労働部、都市整備部)
- 1 8. 原油価格の高騰による製造業や建設関連企業、運送業等への影響を調査するとともに、低利融資の実施などの対策を講じる。(産業労働部)

#### IV. 安全で多彩な食糧の供給と持続可能な農林業の振興を

生産者米価が暴落し、多くの農家から、肥料代などの支払いができない、コメ作りができなくなるなど、悲痛な声があがっています。その打撃は、大規模経営や集落営農など農業への依存が高い生産者ほど深刻です。米価の暴落と農業の衰退は、国内農業と地域経済の危機を招いています。ところが政府は、食料自給率を2010年度までに45%まで引き上げる目標を5年先に送りし、多くの作物の生産努力目標を引き下げてしまいました。しかも、農政「改革」と称して、農産物輸入をいっそう拡大し、輸入農産物との競争に耐えられない農業経営の切り捨てや農業予算の大幅削減に乗り出しています。

こうしたなか本県でも減反政策や開発の進行、後継者不足などで農地の荒廃や農家の減少が急速に進んでいます。米貨暴落をくい止め、適切な生産者米価を保障することは、国産米の供給を守るという点でも、農家、農村をこれ以上疲弊させないという点からも緊急の課題です。一方、県民の間では、新鮮で安全な農産物を求める消費者ニーズも年々高まっており、県土の保全と環境保全に果たす農林業の「多面的な機能」に対する県民の理解も深まってきています。

農林業を本県の基幹的な生産部門として位置づけ、地産地消の拡大や生産基盤の整備、

価格・所得保障の充実、農業後継者の育成などの施策を積極的に展開するよう求めます。

【要望項目】

1. 米価の暴落から生産農家を守るため、100万トン水準に見合う備蓄米の買い入れやミニマムアクセス米の輸入量削減などの対策をとるよう国に求めるとともに、県としても独自の価格安定策を講じる。(農林部)
2. 品目横断的価格安定対策については、今までどおり全農家を交付対象にできるように「経営所得安定対策等大綱」の見直しを国に求めるとともに、集落営農に対する支援は、経理の一体化や法人化など政府の基準ではなく、集落の自主性や農家の意欲を生かせるようにする。(農林部)
3. 中山間地域の直接支払い制度を改善・拡充するとともに、営農による国土・環境の保全など「農業の多面的機能」を評価して、平場地域も対象に加えるよう国に求める。(農林部)
4. 学校給食用パンは県内産小麦粉100%使用をめざす。(農林部、教育局)
5. 有機農業や低農薬など、環境にやさしい農業に取り組む農家やグループを支援し、安全な農産物の生産を広げる。(農林部)
6. 県産農産物の消費拡大を図るため、学校、病院、福祉施設等の給食への県産農産物の使用促進や直売所、加工場、体験交流型施設の設置や整備等を支援するなどの総合的な「地産地消」対策を講じる。(農林部)
7. 県産木材の利用を促進するため、公共事業や公共施設整備などに県が率先して活用を図るとともに、住宅建設における県産木材の利用促進のため県独自の助成制度を設ける。また、木質バイオマスによる間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など山村地域での新たな事業を促進する。(農林部)
8. 荒廃する森林地域の環境とコミュニティの維持を図るため林業予算を大幅に増額し、「緑の雇用事業」を推進する。(農林部)
9. 農業後継者の育成確保のため、農業大学の充実、後継者に対する無利子・長期の経営資金の提供、就農奨励金の支給、経営と生産技術の習得機会の提供、青年男女の交流機会の拡大などに県と市町村、農協が一体となって取り組む。(農林部)
10. 20ヶ月齢以下の牛も含め牛海綿状脳症(BSE)の全頭検査を継続する。(農林部・保健医療部)
11. 農産物の農薬残留分析システム「イムノ・アッセイ法」の普及を図るため、新たな助成制度を設ける。(農林部)
12. 消費者行政推進費や消費生活相談等運営費など消費者保護のための予算を大幅に増額し、相談員の増員や消費生活支援センターの機能の充実を図るとともに、全ての市町村に消費者センターを設置できるよう未設置市町村への指導・援助を強める。(総務部)

## V. 環境破壊を防止し、豊かな生態系と快適な環境の保全・再生を

大量生産・大量消費・大量廃棄を前提にした経済活動は、深刻な環境汚染や生態系の破壊など負の遺産をもたらし、地球的規模での環境破壊をもたらしています。

本県においても産廃の不法投棄や自動車の排ガスによる大気汚染、化学物質の不適正処理による土壌・地下水汚染など、様々な環境問題に直面し、その解決が求められています。また、急速な都市化によって農地や雑木林が開発され、貴重な緑地空間が急速に失われつつあります。

将来にわたって良好な自然と環境を維持していくためには、対処療法的な対策にとどまらず、開発や生産、流通のあり方を根本から見直し低エネルギー・低炭素社会への転換を図りながら環境汚染や自然破壊を未然に防止することが求められています。汚染者負担の原則、住民参加と徹底した情報公開に基づく環境対策を展開しながら、豊かな自然と快適な環境に恵まれた埼玉の実現に努力するよう求めます。

### 【要望項目】

1. 産業廃棄物処理の事業者責任の明確にし、不法投棄の防止など産業廃棄物処理対策を強化する。県内外を問わず産廃などの不法投棄を行った産廃業者等に対しては許可を取り消すなど厳罰で臨む。(環境部)
2. 生ゴミのたい肥化事業を実施している市町村に対する財政支援を図り、一般廃棄物の減量化を推進する。(環境部)
3. ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、自治体と住民に負担を押しつける現行のリサイクルシステムを「拡大生産者責任制度」に立って抜本的に見直すよう国に求める。(環境部)
4. 自動車排ガス対策の強化について(環境部)
  - ①粒子状物質減少装置装着(DPF)のための県補助金を来年度移行も継続する。
  - ②ディーゼル車の排ガスを大幅に低減する粒子状物質減少装置について、より高性能で低価格かつNOxの除去も可能な装置の開発や普及推進に努めるよう国や自動車メーカーに強く働きかける。
  - ③低公害車の普及を図るためにグリーン税制の一層の拡充を国に求める。
5. 二酸化炭素(CO2)削減に取り組む中小企業に対して資金面や技術開発面で支援措置を講ずるよう国に求める。
6. アスベストによる大気汚染防止対策について
  - ①石綿使用施設の解体、解撤作業等による周辺環境の汚染防止対策に万全を尽くす。また、一般環境中の環境基準を大気汚染防止法に盛り込むよう国に求める。(都市整備部、環境部)
  - ②米軍基地や自衛隊基地におけるアスベストの使用実態と飛散防止について情報開示と対策を国に求める。(総合政策部)
7. 風力や水力、太陽光、バイオマスなど環境に配慮した自然エネルギーを地域に導入し、地域経済の活性化にも寄与できるよう技術開発や発電事業などに対する支援策を拡充す

るよう国に求める。(環境部)

8. 航空機騒音対策について(総合政策部)

①入間基地周辺住民の騒音被害を低減するため、少なくとも、早朝、夜間、日曜日、祝祭日及び年末年始の飛行を中止するよう国に求める。また、米軍の航空自衛隊入間基地の限定使用に反対する。

②住宅防音事業の対象区域については、第一種区域の指定基準の航空機騒音環境基準値である70WECPNLへ引き下げるよう国に求める。

9. 比企丘陵、狭山丘陵、三富新田、見沼田んぼ、平林寺周辺など都市近郊緑地を開発から守るとともに、都市部に残されている貴重な山林や屋敷林についても積極的な保全対策を講ずる。相続税の納税猶予制度の創設など緑地保全にかかる税制上の優遇措置の拡大を国に求める。(環境部、総合政策部)

10. 川越、所沢、狭山、三芳の3市1町にまたがる通称「くぬぎ山」周辺の自然再生を図るため基金を設けるとともに、自然再生推進法に基づく財政上の措置を国に求める。(環境部、総合政策部)

11. 綾瀬川、芝川、不老川等の水質汚濁が著しい河川の浄化対策を推進する。(県土整備部、環境部)

12. 公共下水道の整備を促進するとともに、合流式下水道の改善対策を促進する。(都市整備部)

13. 農業集落排水事業に対する県費助成を増額し、同事業の促進を図る。また、浄化槽市町村整備推進事業に係る合併処理浄化槽設置費及び撤去費に対する県費助成を創設する。(農林部・環境部)

14. 家電リサイクル法の対象品目を拡大するとともに、回収からリサイクルに至るまで家電メーカーが責任を負うよう法改正を求める。また、容器包装リサイクル法についても、飲料等のメーカーにリターナブル容器の使用と空き容器のデポジット制度による回収を義務づけるよう法改正を国に求める。(環境部)

## VI. ムダな公共事業を見直し、暮らし優先・地域密着の公共事業の推進を

公共事業の見直しが叫ばれながらも、依然として、採算の見通しもないまま高速道路や空港、港湾、ダム建設などの大型開発に予算が集中しています。しかし、大型開発や大型プロジェクトを中心とした公共事業は財政面からだけでなく環境面からも大きな行き詰まりに直面しています。

本県においても、右肩上がりの経済成長を前提にした開発計画や大型プロジェクトが進められていますが、今後は公共事業の重点を、低家賃の公共住宅の供給や公園、生活道路の整備、交通安全施設の整備、特養ホームや学校の増改築・耐震化といった県民の暮らしを支える生活密着型の公共事業に切り替え、併せて中小業者の仕事確保に結びつけていくような施策の展開を求めます。

### 【要望項目】

1. 水道水の需要が横ばいで推移している現状などを踏まえ、八ッ場ダム（群馬県）などダム建設事業については計画の見直しを国に求める。（総合政策部）
2. 水路の老朽化や地盤沈下による流水能力の低下を来している武蔵水路の改築計画を早期に実施する。（総合政策部）
3. さいたま新都心南側中核施設の整備については、開発事業者の選定を当面見送り、県民参加で計画を見直す。（都市整備部）
4. さいたま新産業拠点（SKIPシティ）B街区の整備については、映像関連産業の誘致に固執することなく、商工業者や地域住民の意見・要望を取り入れながら、抜本的に見直す。（産業労働部）
5. 圏央道沿線の工業団地等の開発にあたっては沿線の自然環境や農業環境との調和を図り、乱開発を厳しく規制する。（総合政策部、環境部、農林部）
6. 県営住宅建設5か年計画を策定し、公営住宅への需要の多い県南地域や県西部地域など都市部での公営住宅の建設を重点的に進める。借り上げ方式による公的賃貸住宅の供給についても積極的に推進する。（都市整備部）
7. 都市再生機構の団地建て替えにあたって、高齢者等が住み慣れた場所で安心して暮らせるよう県営住宅等の併設を図る。（都市整備部）
8. 高齢者世帯の住宅確保を図るため、家賃軽減補助にとどまらず、共用部分、共同施設整備に係る費用を助成する国の制度を活用して優良賃貸住宅の整備を大いに促進する。また、高齢者世帯の住宅リフォームに対する助成制度を設ける。（都市整備部）
9. 県発注公共工事の中小企業への発注率を高めるため、県の発注標準を遵守する。また、「適正な施工体制確保のための要領等の制定について」（県土整備部長通知）に基づいて「施工体制台帳」の整備徹底を図るとともに、元請に重層下請を含め下請金額の報告を明確に義務づけチェック体制を図る。（県土整備部）
10. 県施行の街路事業に要する経費の関係市町村の負担金を廃止する。（県土整備部）
11. 総合治水対策特定河川事業（新河岸川流域、中川・綾瀬川流域）の促進を図る。また、鴻沼川や芝川などの広域河川の改修を促進する。（県土整備部）
12. 利根川のスーパー堤防整備事業を見直し、代替工法による堤防強化対策について検討するよう国に求める。（県土整備部）

## VII. 確かな学力と豊かな人間性を育む教育と文化・スポーツの振興を

子どものむかつきの感情や暴力の広がり、低学力の子どもの増加や学習意欲などの学力の問題、「教育も金次第」といわれる教育の格差拡大など、学校教育をめぐる問題は深刻です。その根底には、子どもを取りまく社会環境の悪化とともに、行き過ぎた管理と競争による教育の歪み、OECD諸国の7割弱の教育予算という劣悪な教育条件があります。

ところが、政府は今日の教育の荒廃の原因を教育基本法のせいにし、同法の改悪を強行するとともに、4月には、学校の序列化につながる「全国いっせい学力テスト」を実施するなど、教育に対する国家介入を強めつつあります。

憲法の平和・人権・民主主義の原理に立脚した戦後民主教育の原点に立ち返り、教育内

容、方法への国の不当な介入に反対するとともに、少人数学級の実施や学習環境の改善など教育諸条件の整備を図るなど、子ども達の成長を中心にいたした教育行政を推進するよう求めます。

【要望項目】

1. 義務教育費国庫負担制度の廃止に反対するとともに、国の責任で「30人学級」に踏み出すよう国に求める。(教育局)
2. 2002年度から実施している学級編制の弾力化方針を学年進行で全ての学年に拡大する。(教育局)
3. 賃金や研修、人事などの処遇にリンクする一般教職員に対する人事評価制度の導入は行わず、教育活動に対する教職員の自主性や共同性、専門性を尊重した学校づくりを進める。(教育局)
4. 臨時的任用教員制度を見直し、臨任教員の処遇改善を図るとともに、正規採用枠を大幅に拡大する。(教育局)
5. 県立高校の統廃合計画を見直し、地域に根ざした魅力ある高校づくりを地域や地元市町村と一体で推進する。(教育局)
6. 県立高校授業料減免制度については所得基準を改定前に戻し、保護者の負担軽減に努める。(教育局)
7. 騒音や大気汚染、悪臭など環境の劣悪な県立学校については、防音対策や空調設備を整えるなど生徒が学習に集中できる環境を整備する。(教育局)
8. 養護学校の過密や教室不足を解消するため、引き続き高等部単独校の新設や養護学校の分離新設などをすすめる。(教育局)
9. 軽度発達障害児のための通級指導教室を当面全市町村に複数の教室を設置できるよう早急に対策を講じる。また、教員配置基準についても適正な基準を定め十分な体制がとれるようにする。(教育局)
10. 重度の発達障害児に対し、特別支援学校で対応できるよう研究を進め体制を整えること。(教育局)
11. ボランティア相談員の県費補助を復活する。さわやか相談員・ボランティア相談員の身分保障を図る。(教育局)
12. 小中学校で増加に転じた不登校の児童・生徒のための通級指導教室に対する支援や、不登校を支援するフリースクールなどNPOに対する財政支援を行う。(教育局)
13. 学校における子どもの安全を確保するために、「学校安全条例」(仮称)を定め、不審者対応を含めた安全対策のための専門職員の配置や施設改善を市町村と一体で取り組む。(教育局)
14. 児童相談所ケースワーカー、精神科医など専門家と学校、教育関係者、父母のネットワーク化を図る。(教育局)
15. 青少年の非行や犯罪を防止し、健全な育成を支援する青少年相談員制度の充実と財政支援を図る。(総務部)
16. 県立高等学校の体育館の耐震化を促進し早急に完了させる。エレベーターや普通教室へのクーラーの設置を計画的に推進する。(教育局)

17. 小・中学校施設の耐震診断・耐震改修を促進する。また、学校施設の耐震改修や大規模改造事業などに対する必要な財政措置を国に求める。(教育局、危機管理防災部)
18. 学校施設や社会教育施設における石綿(アスベスト)の使用実態調査に基づいて石綿の除去など飛散防止対策の促進を図る。また、これらの対策に必要な財政措置を国に求める。(教育局)
19. 私立学校運営費に対する県単補助を国基準並みに引き上げるなど私学助成を大幅に拡充する。(総務部)
20. 私立幼稚園の保護者に対する負担軽減のための補助を増額する。(総務部)
21. 県立中央図書館の建設構想を具体化するとともに、図書館予算を大幅に増額する。(教育局)
22. 県立博物館施設については、文化遺産の保全・公開・展示にとどまらず、子どもの教育や生涯学習の拠点施設としての機能を十分果たせるよう、予算の増額や学芸員などのスタッフの充実に努める。(教育局)
23. 県文化振興基金を充実し、県民の自主的・創造的な文化芸術活動に対する助成を強める。(総合政策部)
24. 青年の自主的な文化・スポーツ活動を保障する施設の整備や活動に対する公的支援を強める。(総務部・教育局)

## VIII. 防災と安心・安全のまちづくりを

凶悪犯罪や飲酒運転による悲惨な交通事故など、市民のくらしと安全を脅かす問題が続発しています。また、いつ発生するとも限らない首都直下型地震や水害など、災害に対する備えも待ったなしの課題となっています。

高齢者や障害者が安心して住み続けられるような住環境の整備や地域のコミュニティの再生は、防災にとどまらず、犯罪や交通事故のない地域づくりもつなげるもので、産業や経済効率を優先したまちづくりから住民を主体としたまちづくりへの転換が求められています。また、震災への応急対策と併せて被害を最小限に食い止めるために住宅の耐震強化や密集市街地の改善、土地利用の適正化、緑地の保全など災害に強いまちづくりを計画的にすすめるよう求めます。

### 【要望項目】

1. 警察内部の人員配置を見直し、交番に配置する警察官を増員する。交番の統廃合や再編にあたっては地域の自治会や住民、自治体関係者の意見を反映させる。(警察本部)
2. 街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)の整備を促進する。(警察本部)
3. 国道並びに県道・主要地方道の交差点改良(右折レーン等の設置等)を計画的に進める。(県土整備部)
4. 県道の歩道整備、バリアフリー化を促進するとともに、全ての市町村で基本構想を早期に策定するよう指導・援助を強める。(県土整備部、総合政策部)
5. 市街地における自転車専用レーンやコミュニティ道路の整備を促進する。(県土整備部)

部)

6. 交通信号機の大幅増設と改良を積極的に推進する。お年寄りや障害者が安心して交差点を渡れるように交差点のスクランブル化など歩車分離式信号機への改良を積極的に進める。老朽化した信号機や交通標識の総点検を実施し、更新を図る。(警察本部)
7. 改正道路交通法による放置自動車取締り強化にあたっては、中小業者や商店街が行う配達のための短時間駐車や、医療・介護などの車両の駐車について配慮し、機械的な取締りをしない。(警察本部)
8. 鉄道やバスなど公共交通網の整備を積極的に推進するとともに、第三セクターによる鉄道建設や鉄道事業者の経営に対する財政支援の強化を国に求める。(総合政策部)
9. 高崎線、埼京線、武蔵野線などJR、私鉄各線の混雑緩和を図るとともに、埼玉高速鉄道(浦和美園～岩槻)、JR東北線・高崎線・常磐線(上野～東京)、8号線(豊洲～住吉・押上～亀有～野田市)、12号線(大泉学園町→武蔵野線方面)各線の延伸を推進する。(総合政策部)
10. 倉庫や化学工場、石油類貯蔵所などの総点検を実施し、改善の必要な事業所については耐震強化や安全対策を強力に指導する。(危機管理防災部)
11. 首都圏直下の大地震などの被害想定に基づいて全市町村が「災害危険診断地図」(ハザードマップ)を作成するよう技術的・財政的な支援を行う。(危機管理防災部)
12. 住宅密集市街地の防災対策を推進するため、市町村の防災街区整備方針の策定を強力に支援するとともに、地区の防災計画の策定を推進する。(都市整備部)
13. 住宅の耐震補強を促進するため、市町村と協力して簡易補強工法による耐震補強工事に対する県独自の助成制度をつくる。(都市整備部)
14. 地域での救援活動に必要な消防力の強化を図るため市町村への財政支援を強化するとともに、消防団や自主防災組織との連携を有機的に図るための施策を推進する。(危機管理防災部)
15. 市町村の防災行政無線のデジタル化、全国瞬時警報システムへの対応を促進するため施設整備に対する助成制度を創設する。(危機管理防災部)
16. 被災者生活再建支援法に基づく住宅再建支援制度について、解体、撤去費用など周辺経費にとどまらず住宅本体の建築費なども対象とするよう法改正を国に強く求める。(危機管理防災部)
17. 南関東地域直下の大地震対策を強化するため、対象地域について東海地震並の特別措置を講じるよう国に求める。(危機管理防災部)